

## えびの市ぷらいど 21 基金条例

平成 15 年 7 月 1 日えびの市条例第 24 号

(設置の目的)

第 1 条 21 世紀をむかえ、市民が本市のもつ豊かな歴史・文化・産業をしっかりと見つめ、誇りと自信をもっていきいきとしたまちづくりを進める活動の財源に充てるため、えびの市ぷらいど 21 基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(えびの市ふるさと創生事業基金条例の廃止)

2 えびの市ふるさと創生事業基金条例（平成元年えびの市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 16 年 6 月 24 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。